



相続税・贈与税

事業承継税制の特例の創設等①（全体像）

ポイント

事業承継税制の適用の入口要件の緩和や税制適用後のリスク軽減で制度を利用しやすくするため、10年間に限定した特例制度が創設・拡充されます。

改正内容

現行

改正案

(1) 対象株式数・猶予割合の拡大

・ 総株式の最大3分の2が対象
・ 猶予割合80%



・ 経営者が保有する全株式が対象
・ 猶予割合100%に拡大

(2) 対象者の拡大

1人の先代経営者から
1人の後継者のみ



親族外を含む複数の株主から
代表者である後継者（最大3人）へ拡大

(3) 雇用要件の弾力化

5年間で平均8割以上の雇用維持



5年間で平均8割以上の雇用要件を
未達成の場合でも猶予を継続可能に

(4) 新たな減免制度の創設

後継者が自主廃業・売却の際に
承継時の株価を基に贈与・相続税
が課税される



売却時や廃業時の評価額を基に納税額を
計算し、承継時の株価を基に計算した
納税額との差額を減免

適用時期

平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与又は相続若しくは遺贈により取得する株式に係る贈与税又は相続税について適用

事業承継税制の特例の創設等②（現行制度との比較一覧）

改正内容

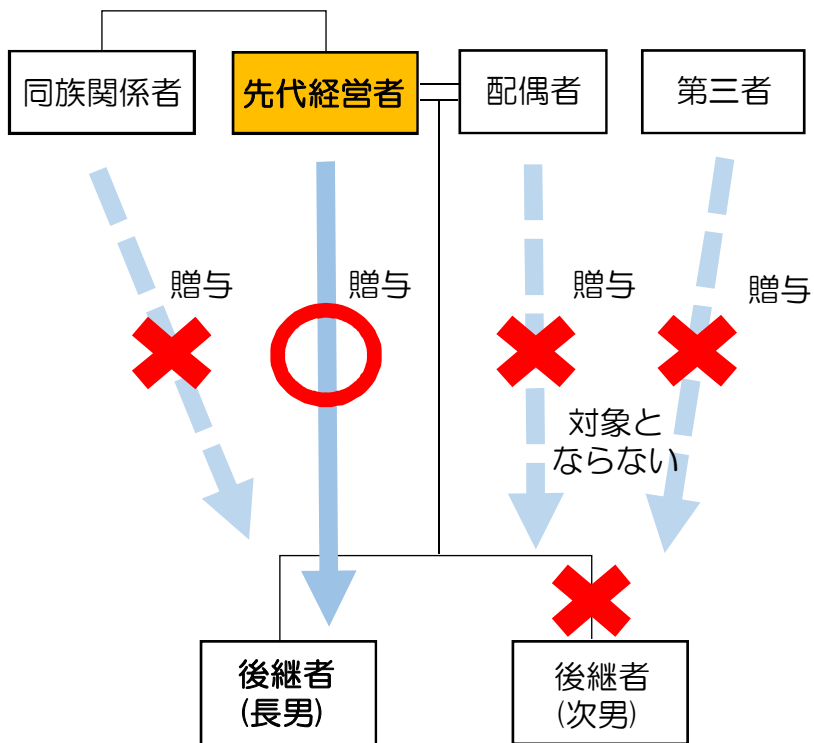
項目	現行	改正案
納税猶予税額	納税猶予対象株式に係る相続税の 80% ※贈与の場合は、納税猶予対象株式に係る贈与税の全額	納税猶予対象株式に係る相続税の 全額 ※贈与の場合は、現行と変わらず贈与税の全額
納税猶予対象株式	発行済議決権株式総数の 3分の2に達するまでの株式 が対象	取得した 全ての株式 が対象
先代経営者の要件	代表権を過去に有していた又は代表権を有している 先代経営者1人 からの株式承継が適用対象	代表者以外の者を含む、 複数人 からの特例後継者への株式承継も適用対象
後継者の要件	代表権を有している又は代表権を有する見込みである 後継者1人 への株式承継が適用対象	代表権を有する複数人（最大3名まで） への株式承継も適用対象
雇用確保要件	申告期限後 5年間の平均 で贈与時又は相続開始時の雇用の 8割を維持 できない場合、納税猶予は継続されない	現行の雇用確保要件を満たさなかった場合でも、 要件を満たせない理由を記載した書類 を都道府県に 提出 すれば、納税猶予は継続される
譲渡・合併・解散等があった場合の納付税額	贈与時又は相続時の当該非上場株式の相続税評価額 を基に納税額を計算	その非上場株式の譲渡・合併の対価の額又は解散時の相続税評価額を基に納税額を再計算し、その納税額が当初の納税額を下回るときの 差額は免除 （一定の要件を満たす場合に限り）
相続時精算課税制度の適用対象者の範囲	贈与をした日の1月1日において60歳以上である贈与者から、贈与を受けた日の1月1日において 20歳以上である贈与者の直系卑属 が対象	贈与をした日の1月1日において60歳以上である贈与者の 推定相続人以外の者 （贈与を受けた日の1月1日において20歳以上） である特例後継者も適用可能

事業承継税制の特例の創設等③（適用対象者の拡大）

改正内容

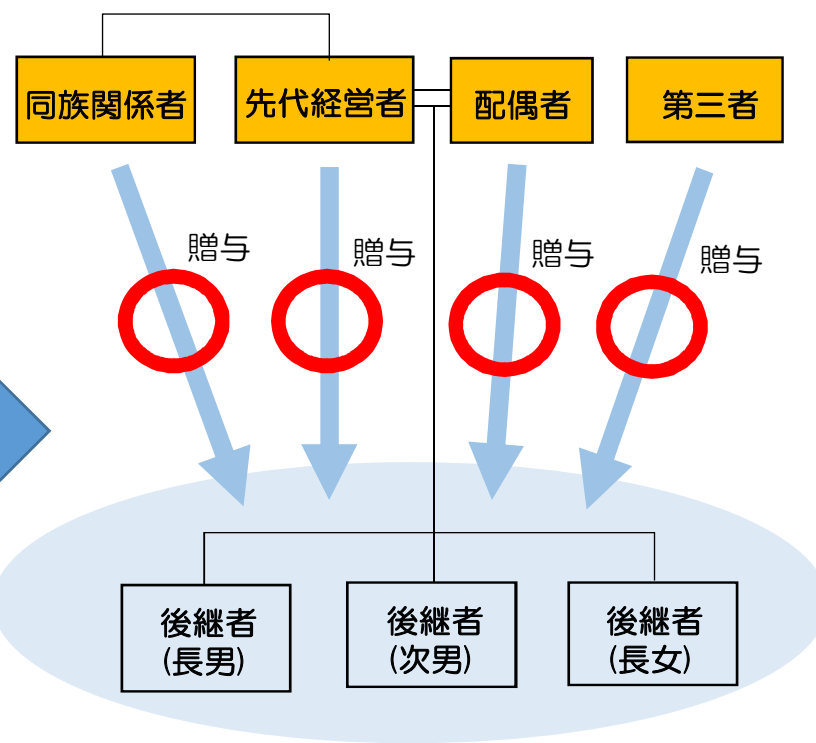
現行

1人の先代経営者から1人の後継者への贈与のみが対象



改正案

贈与者は先代経営者に限定せず、複数でも可能



複数の後継者（最大3人）が対象
 ※代表権を有しているものに限りです。
 ※複数人で承継する場合、議決権割合の10%以上を有し、
 かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限りです。

（出典：経済産業省資料を一部修正）

事業承継税制の特例の創設等④（納税猶予税額の減免）

ポイント

経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、その非上場株式の譲渡・合併・解散等をするときは、一定の納税猶予税額が免除となります。
（免除額については、次頁以降参照）

改正内容

「経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。
（注）特定認定承継会社が解散をした場合は、ホを除きます。

	判定基準	経営環境の変化を示す一定の要件
イ	利益	直前の事業年度終了の日以前3年間のうち2年以上、特例認定承継会社が赤字である場合
ロ	売上高	直前の事業年度終了の日以前3年間のうち2年以上、特例認定承継会社の売上高が、その年の前年の売上高に比して減少している場合
ハ	有利子負債	直前の事業年度終了の日における特例認定承継会社の有利子負債の額が、その日の属する事業年度の売上高の6月分に相当する額以上である場合
ニ	上場会社の株価	特例認定承継会社の事業が属する業種に係る上場会社の株価（直前の事業年度終了の日以前1年間の平均）が、その前年1年間の平均より下落している場合
ホ	イ～ニ以外	特例後継者が特例認定承継会社における経営を継続しない特段の理由があるとき

なお、特例認定承継会社の非上場株式の譲渡等が、上記イ～ハにまでについては直前の事業年度終了の日から6月以内に行われたとき、上記ニについては譲渡等の日後1年以内に行われたときは、「直前の事業年度終了の日」を「直前の事業年度終了の日の1年前の日」とした場合にそれぞれに該当するときについても、経営環境の変化を示す一定の要件を満たすこととなります。

事業承継税制の特例の創設等⑤ (減免額の計算：原則)

ポイント

再計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額（＝再計算後の納付税額）が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額が免除されます。

改正内容

再計算した贈与税額等（次の場合に應じ、それぞれに掲げる額を基に再計算した贈与税額等）

譲渡又は合併の場合	譲渡又は合併の対価の額（譲渡又は合併の時の相続税評価額の50%相当額を下限）
解散の場合	解散の時ににおける特例認定承継会社の株式の相続税評価額



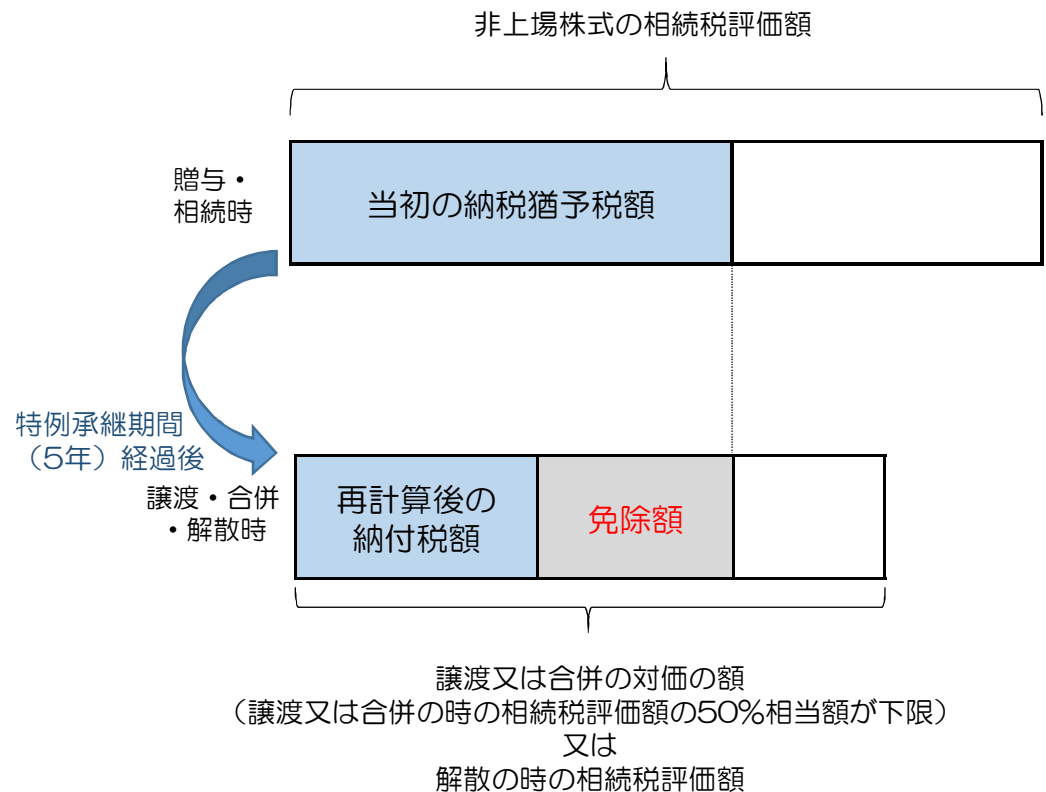
直前配当等の額

譲渡等の前5年間に特例後継者及びその同族関係者に対して支払われた配当及び過大役員給与等に相当する額



再計算後の納付税額

（合併の対価として交付された吸収合併存続会社等の株式の価額に対応する贈与税額等を除いた額とし、当初の納税猶予税額を上限）



事業承継税制の特例の創設等⑥（減免額の計算：特例）

ポイント

一定の要件を満たす譲渡又は合併の場合には、さらに減免額の特例もあります。

改正内容

再々計算した贈与税額等

実際の譲渡又は合併の対価の額を
 基に再々計算した贈与税額等



直前配当等の額

譲渡等の前5年間に特例後継者
 及びその同族関係者に対して支
 払われた配当及び過大役員給与
 等に相当する額



再々計算後の納付税額

（合併の対価として交付された吸収合併存続
 会社等の株式の価額に対応する贈与税額等を
 除いた額とし、当初の納税猶予税額を上限）

（1）譲渡又は合併の対価の額が当該譲渡又は合併の時の相続税評価額の50%に相当する額を下回る場合において、担保の提供を条件に、譲渡又は合併時の再計算後の納付税額は一旦猶予

非上場株式の相続税評価額

贈与・
 相続時

当初の納税猶予税額

譲渡又は合併の時の相続税評価額の50%

譲渡・
 合併時

再計算後の納付
 税額＝猶予税額

免除額

実際の譲渡又は合併の対価

特例承継期間
 （5年）経過後

（2）譲渡・合併後2年経過日に、譲渡後もその事業を継続し、かつ、これらの会社で譲渡・合併時の従業員の半数以上の者が雇用されている場合に、実際の譲渡・合併の対価の額を基に再々計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額（＝再々計算後の納付税額）が猶予されている額を下回るときは、その差額は免除

譲渡・合併後
 2年を経過

再々計算後
 の納付金額

免除額

実際の譲渡又は合併の対価

一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

ポイント

一定の要件を満たす一般社団法人等の役員が死亡した場合には、その一般社団法人等に相続税が課税されます。

改正内容

下記の適用要件に該当する一般社団法人等（※1）は、死亡した理事から遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます。

【適用要件】

次の1及び2の要件を満たす一般社団法人等に適用されます。

1. 「相続開始直前」又は「相続開始前5年以内のうち合計3年以上の期間」のいずれかにおいて、同族役員（※2）が役員の過半を占めている一般社団法人等（以下、「特定一般社団法人等」という）である場合
2. 特定一般社団法人等の理事（相続開始前5年以内のいずれかの時において理事であった者を含む。）が死亡した場合

【課税される相続税】

その特定一般社団法人の純資産価額をその死亡の時点における同族役員の数で等分した金額を、被相続人（死亡した理事）から遺贈により取得したものとみなして、相続税が課税されます。

<計算式>

$$\text{遺贈により取得したものとみなされる金額} = \frac{\text{特定一般社団法人等の純資産額}}{\text{理事死亡時の同族役員（被相続人を含む）の数}}$$

（注）課税される相続税額から、贈与等により取得した財産について既にその特定一般社団法人等に課税された贈与税等の額を控除することができます。

※1 一般社団法人等とは、一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く）をいいます。

※2 同族役員とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人、その配偶者又は3親等内の親族その他当該被相続人と特殊の関係がある者（被相続人が役員となっている会社の従業員等）をいいます。

適用時期

平成30年4月1日以後の一般社団法人等の理事の死亡に係る相続税について適用
（平成30年3月31日まで設立された一般社団法人等の場合に限り、経過措置あり）

一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

ポイント

個人から一般社団法人等への贈与について、現行の贈与税・相続税が課されない場合の要件が明確化されます。

改正内容

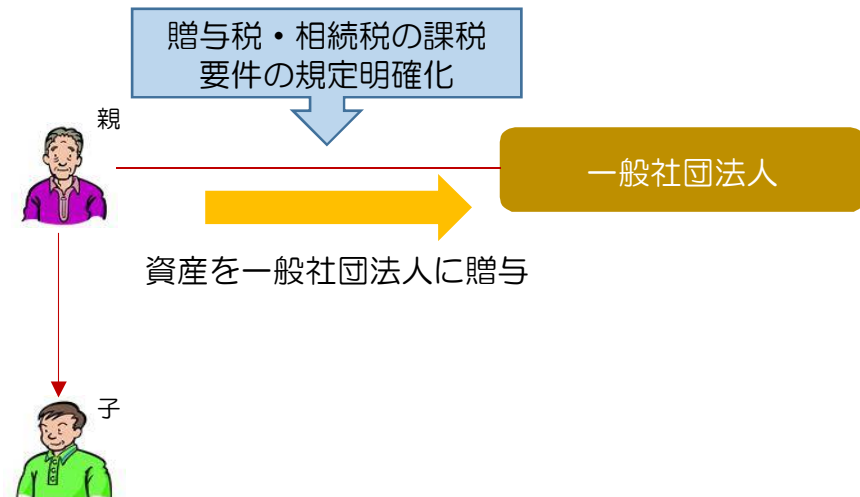
現行

個人から一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合現行では贈与税等の負担が不当に減少すると認められるものについては課税されます。

この規定があるものの、現状では一般社団法人を利用した租税回避が広がっています

改正案

親族が役員のうち3分の1超などの要件のいずれかを満たせば、その一般社団法人に贈与税（遺贈の場合は相続税）が課税される規定の明確化がおこなわれます。



適用時期

平成30年4月1日以後に贈与又は遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し① (特定居住用宅地等)

ポイント

特定居住用宅地等の別居親族の適用要件等が見直されます。

改正内容

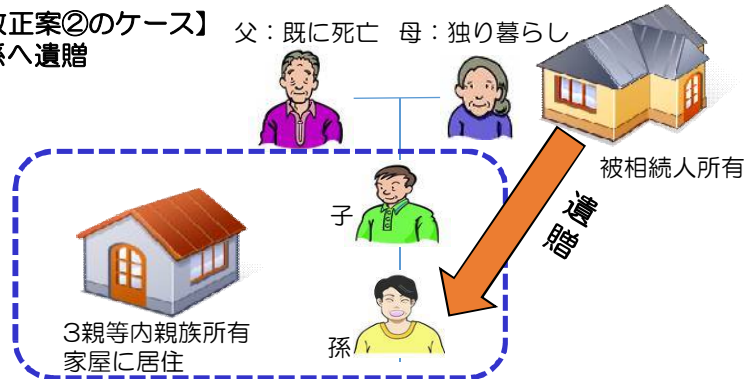
内容	現行	改正案
特定居住用宅地等 別居親族の適用要件	①被相続人に配偶者及び同居の相続人がいないこと ②相続開始前3年以内に自己又は自己の配偶者が所有する家屋に居住したことがないこと	①現行通り ②相続開始前3年以内に次の者が所有する家屋に居住したことがないこと ・自己又は自己の配偶者 ・3親等内の親族 ・特別の関係のある法人 ③相続開始時に居住していた家屋を過去に所有していたことがないこと
特定居住用宅地等 被相続人の居住の用に供されていた宅地等の範囲	要介護認定等を受けていた被相続人が老人ホーム等へ入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった宅地等は、特例の対象	介護医療院(※1)に入居したことにより居住用に供されなくなった宅地等を特例の対象に含めます。 ※1 介護医療院とは、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設

改正案では②③とも適用なしに

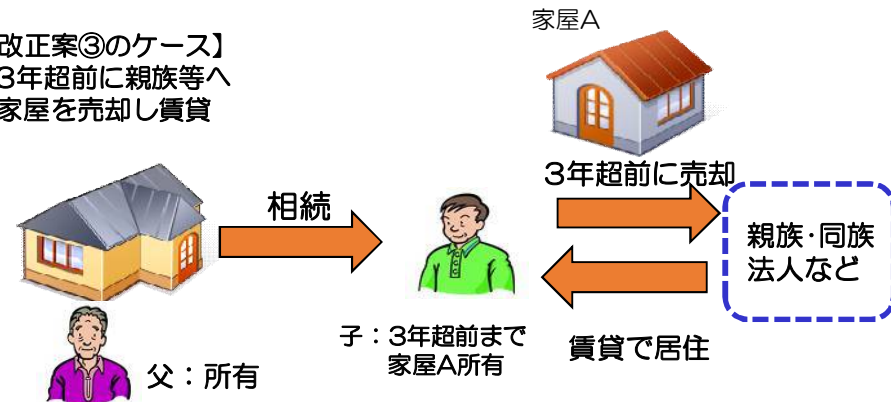
【改正案②のケース】

父：既に死亡 母：独り暮らし

孫へ遺贈



【改正案③のケース】
3年超前に親族等へ家屋を売却し賃貸



適用時期

平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し② (貸付事業用宅地等)

ポイント

貸付事業用宅地等の特例の対象要件が見直されます。

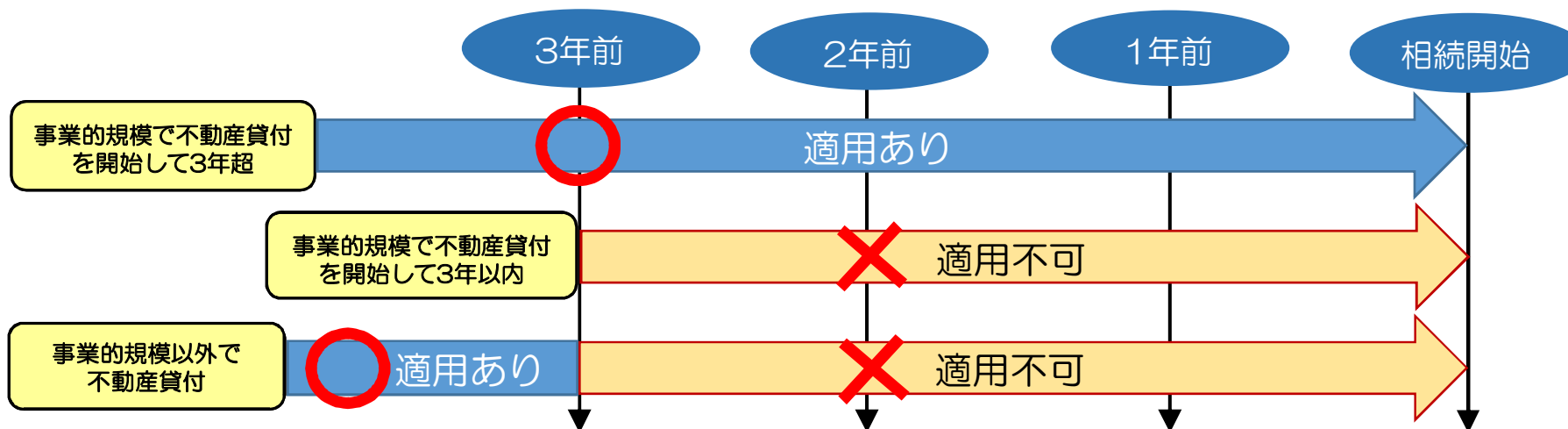
改正内容

内容		現行	改正案
貸付事業用宅地等	貸付事業用宅地等の範囲	相続開始の直前において、被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等が特例の対象	相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等については、特例の対象から除外。 (ただし、相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている場合を除きます)

※ 事業的規模とは・・・建物の貸付について、次のいずれかの基準に当てはまれば、原則として事業として行われているものとして取り扱われます。

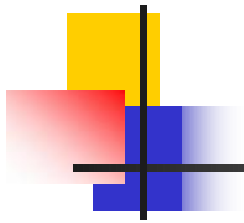
- ①貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること
- ②独立家屋の貸付については、おおむね5棟以上であること

賃貸物件を相続開始以前のどのタイミングで事業供用するかで、小規模宅地の適用の可否が変わります。



適用時期

平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用





個人所得課稅

給与所得控除の見直し (所得税・個人住民税)

ポイント

給与所得控除額が引き下げられます。

改正内容

- ① 給与所得控除の額が一律10万円引き下げられます。
- ② 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円に、その上限額が195万円に引き下げられます。

【現行】

【改正案】

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超	220万円

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

- ・ 給与所得控除額が一律10万円引き下げられる一方、基礎控除額が10万円引き上げられるため、給与収入850万円以下の税負担については、変更はありません。
- ・ 給与収入金額が850万円超であっても、本人が特別障害者に該当する者又は23歳未満の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については税負担が増加しないよう、所得金額調整控除により調整されます。

適用時期

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用

公的年金等控除の見直し（所得税・個人住民税）

ポイント

給与所得控除額と同様に、公的年金等控除も引き下げられます。

改正内容

- ① 公的年金等控除の額が一律10万円引き下げられます。
- ② 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額は、195.5万円が上限となります。
- ③ 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には、見直し後の控除額から一律10万円引き下げられます。
- ④ 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が2,000万円超の場合には、見直し後の控除額から一律20万円引き下げられます。

■ 公的年金等控除額の上限

		現 行	改正案
公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	1,000万円以下	205.5万円～ (公的年金等の収入金額×5% +155.5万円)	195.5万円（上限）
	1,000万円超 2,000万円以下		185.5万円（上限）
	2,000万円超		175.5万円（上限）

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられる一方、基礎控除の額が10万円引き上げられるため、公的年金等の収入金額が1,000万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合の税負担については、変更はありません。

適用時期

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用

基礎控除の見直し（所得税・個人住民税）

ポイント

給与所得控除・公的年金等控除の引き下げに伴い、基礎控除については控除額が引き上げられます。

改正内容

■ 基礎控除額

（カッコ書きの金額：個人住民税の基礎控除額）

個人の合計所得金額	現 行	改正案
2,400万円以下	38万円 (33万円)	48万円 (43万円)
2,400万円超2,450万円以下		32万円 (29万円)
2,450万円超2,500万円以下		16万円 (15万円)
2,500万円超 (※)		0円 (0円)

※個人住民税は、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、地方税法による調整控除を適用しないこととする等の措置が講じられます。

適用時期

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用

所得金額調整控除（所得税・個人住民税）

ポイント

子育て世帯や介護世帯の税負担が増加しないよう、給与所得等の金額から一定の金額を控除する措置が講じられます。

改正内容

■ 改正案1

その年分の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で次に該当する者の総所得金額を計算する場合には、給与所得の金額から「給与等の収入金額（1,000万円を限度）－850万円）×10%」が控除されます。

＜該当者＞

- ・特別障害者に該当するもの
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有するもの
- ・特別障害者である同一生計配偶者を有するもの
- ・特別障害者である扶養親族を有するもの

※改正案1の所得金額調整控除は、年末調整において適用することができます。

■ 改正案2

その年分の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、その合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得の金額から次の金額が控除されます。

＜控除額＞

（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度））－10万円

※公的年金等における確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、改正案2の所得金額調整控除を給与所得の金額から控除する等の措置が講じられます。

適用時期

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用

青色申告特別控除 (所得税・個人住民税)

ポイント

現行65万円の青色申告特別控除額が55万円に引き下げられますが、一定の要件を満たせば、これまでと同様の65万円の控除額が適用されます。

改正内容

青色申告特別控除の改正案

【原則】

1. 55万円の控除を受けるための要件

- (1) 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること
- (2) これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳していること
- (3) (2) の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること

2. 10万円の控除を受けるための要件

上記の要件に該当しない青色申告者

【特例】

上記1にかかわらず、上記1の取引を正規の簿記の原則に従って記録している者が、次の要件のいずれかを満たす場合は、青色申告特別控除の控除額は**65万円**となります。

1. その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備え付け及び保存をおこなっていること
2. その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までにe-Taxを使用しておこなうこと

いずれかの要件を満たせば
65万円控除が可能

適用時期

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用

所得控除の見直しに伴う所要の措置①（所得税）

ポイント

各所得控除の見直しに伴い所得金額要件等に所要の措置が講じられます。

改正内容

項目		現 行	改正案
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件		38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件		85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件		38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生の合計所得金額要件		65万円以下	75万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について必要経費に算入する金額の最低保証額		65万円	55万円
非居住者の公的年金等に係る控除額計算の基礎となる額	65歳未満	6万円	5万円
	65歳以上	10万円	9.5万円

適用時期

平成32年分以後の所得税について適用

所得控除の見直しに伴う所要の措置②（個人住民税）

改正内容

項目	現行	改正案
同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生の前年の合計所得金額要件	65万円以下	75万円以下
障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の前年の合計所得金額要件	125万円以下	135万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について必要経費に算入する金額の最低保証額	65万円	55万円

適用時期

平成33年度分以後の個人住民税について適用

公募投資信託等の内外二重課税の調整

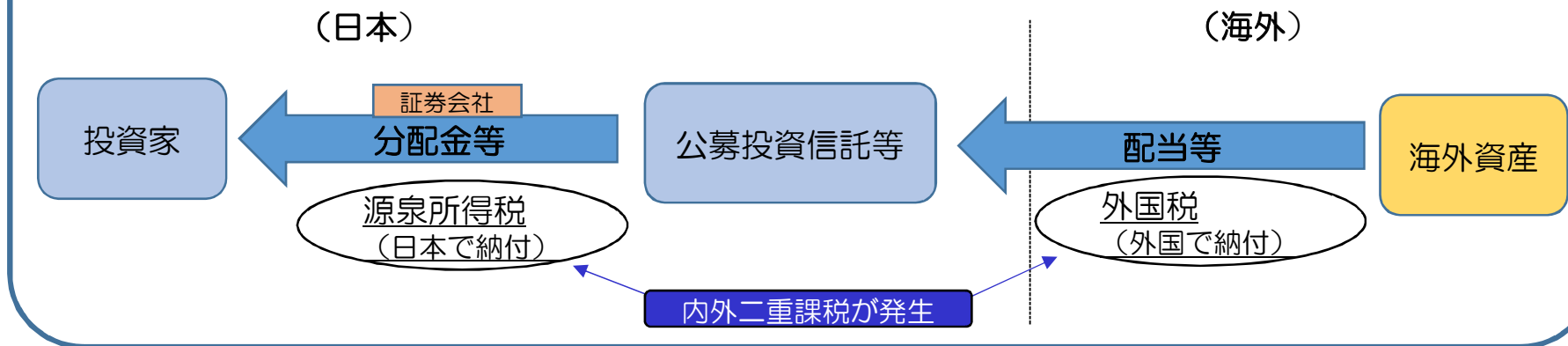
ポイント

公募投資信託等を経由して支払った外国税は、その公募投資信託等の分配金に係る源泉所得税の額から控除できるようになります。

改正内容

- 公募投資信託等が海外の資産に投資して得られる配当等は外国で外国税が課され、公募投資信託等が国内の投資家に支払う分配金は、国内で所得税が源泉徴収されます。
- 現行では、上記の外国税を控除する仕組みが無く、内外二重課税が発生しているため、これを調整する措置が講じられます。

【現行】



【改正案】

外国で納付した外国税を国内で納付すべき所得税からの控除可能（一定の要件・限度額あり）

※ 信託財産に係る利子等も同様の措置が講じられます。

（出典：金融庁資料を一部修正）

適用時期

平成32年1月1日以後に支払われる上場株式等の配当等について適用

現行NISAにおける手続きの簡素化

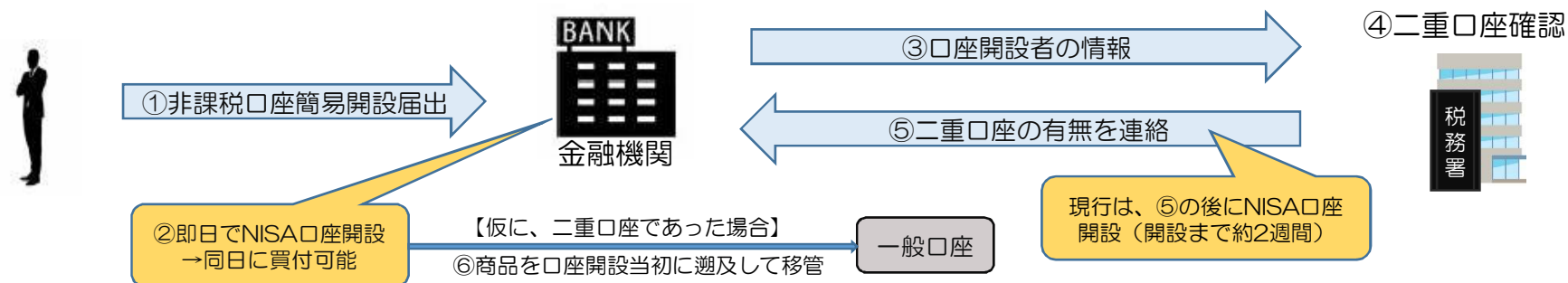
ポイント

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講じられます。

改正内容

【改正案】

- (1) NISA口座を即日で開設し、同日に買付けることが可能になります。
- (2) 税務署での二重口座確認前に、NISA口座を開設できる簡易届出（非課税口座簡易開設届出書）の仕組みが創設されます。
- (3) 税務署は、事後的に二重口座の確認をおこない、結果は金融機関に連絡されます。仮に、二重口座であった場合には、金融機関で、NISA口座で買い付けていた商品を、開設当初に遡及して一般口座へ移管されます。



(出典：金融庁資料を一部修正)

適用時期

平成31年1月1日以後に非課税口座簡易開設届出書が提出される場合について適用

NISAにおける非課税期間終了時の対応

ポイント

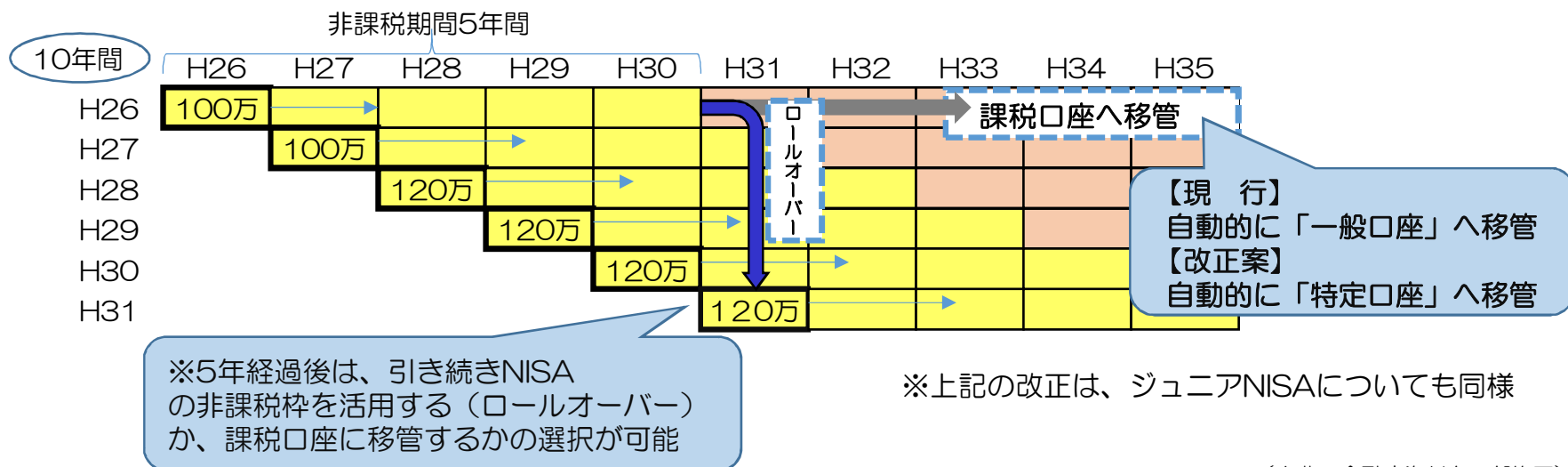
非課税期間が終了したNISA口座内で保有する商品について、同金融機関に特定口座が開設されている場合には、自動的に特定口座に移管されるようになります（別途の届出で一般口座への移管も可能）。

改正内容

(1) 非課税期間終了の日（※1）に非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に特定口座があるときは、原則として、自動的にその特定口座に移管されるようになります。（※2）

（※1）非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日又は累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日をいいます。

（※2）他の年分の非課税管理勘定又は特定口座以外の他の保管口座に移管される場合は除きます。また、特定口座以外の他の保管口座へ移管しようとするときは、その当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、依頼する旨を記載した届出書等の提出が必要になります。



(2) 非課税口座廃止届出書を提出する居住者等が当該届出書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所の長に個人番号の告知をしていない場合には、当該営業所の長が所轄税務署長に提供する廃止届出事項から個人番号を除外します。

適用時期

明記なし

個人の氏名又は住所の変更に係る手続きの簡素化等

ポイント

個人がその氏名又は住所の変更をした場合の手続きが、簡素化等されます。

改正内容

- ① その都度次に掲げる告知等を要しないこととされる特例の適用を受ける者が氏名又は住所の変更に係る告知又は書類の提出をする場合には、その者の個人番号の告知又は当該書類への記載が不要になります。

イ 利子、配当等の受領者の告知	□ 無記名公社債の利子等に係る告知書の提出
ハ 株式等の譲渡の対価の受領者の告知	ニ 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知
ホ 先物取引の差金等決済をする者の告知	ヘ 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知
- ② 次に掲げる氏名又は住所の変更に係る申告書等を提出する場合には、その申告書等を提出する者の個人番号の記載が不要になります。また、次のイ又はホに掲げる申告書の提出を受けた者が、これらの申告書に、その提出した者の個人番号を付記します。

イ (特別)非課税貯蓄に関する異動申告書
□ (特別)非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書
ハ 上記①イからへまでに掲げる告知等をする者が告知等をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書
ニ 交付金銭等又は償還金等の受領者が告知をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書
ホ 特定寄附信託異動申告書
へ 特定口座異動届出書
ト 非課税口座異動届出書
チ 未成年者口座異動届出書
- ③ 上記①の告知若しくは書類の提出又は上記②の申告書等の提出の際に必要な本人確認書類の提示について、この告知若しくは書類の提出又は申告書等の提出をする者の個人番号を証する書類の提示に代えて、その変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所が記載された住所等確認書類の提示ができるようになります。
- ④ 氏名又は住所の変更に係る財産形成非課税住宅(年金)貯蓄に関する異動申告書を提出する場合には、当該申告書を提出する者の個人番号の記載が不要になり、当該申告書の提出を受けた者が、当該申告書にその提出した者の個人番号を付記します。
- ⑤ 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等について、権利者等が対象株式等の管理等を行う金融商品取引業者等に対し、当該権利者等の氏名又は住所の変更に係る届出を行う場合には、当該権利者等の個人番号の届出が不要になります。

(注) 上記の措置は、告知をする者が当該告知を受ける者に個人番号の告知をしていない場合等には、適用されません。

改正内容

◆ 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、次の措置が講じられます。

- ① 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、一定の譲渡制限付株式である上場株式等で、その譲渡制限が解除された時に、当該上場株式等が管理されている口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるものが加えられます。
- ② 特定口座で管理されている上場株式等を発行した法人は、分割型分割等を行った場合には、当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等に対し、当該上場株式等の取得価額及び当該特定口座を開設する者が当該分割型分割等により取得した上場株式等の取得価額の計算に必要な情報を通知しなければならないこととします。

◆ 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（エンジェル税制）について、次の措置が講じられます。

- ① 地域再生法等の改正を前提に、適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社（平成30年3月31日までに同法の確認を受けたものに限る）により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものを、当該特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式で同法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に発行されるものに見直すととともに、所要の経過措置が講じられます。
- ② 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限が2年延長されます。
- ③ 適用対象となる株式の範囲から、総合特別区域法に規定する指定会社により発行される株式が除外されます。

◆ 預金保険機構から委託を受けた金融機関等が支払う休眠預金等代替金の利子に相当する部分について、当該金融機関等を当該利子に相当する部分に係る道府県民税利子割の特別徴収義務者とするため所要の措置が講じられます。

（注）上記の改正は、平成31年1月1日以後に支払われる休眠預金等代替金の利子に相当する部分について適用

森林環境税（仮称）・森林環境譲与税（仮称）の創設

ポイント

森林環境税（仮称）は1人あたり年1,000円を個人住民税に上乗せされます。
なお、森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度からの適用となります。

改正内容

■森林環境税（仮称）の創設

	森林環境税（仮称）
納税義務者等	国内に住所を有する個人に対して課する国税
税率	年額1,000円
賦課徴収	市町村で、個人住民税と併せて賦課徴収されます

■森林環境譲与税（仮称）の創設

	森林環境譲与税（仮称）		
仕組み	森林環境税（仮称）の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与します		
市町村及び都道府県への譲与割合		【市町村】	【都道府県】
	平成31年度から平成36年度まで：	100分の80	100分の20
	平成37年度から平成40年度まで：	100分の85	100分の15
	平成41年度から平成44年度まで：	100分の88	100分の12

※ 森林環境譲与税（仮称）については、創設時の経過措置があります。

適用時期

森林環境税（仮称）は平成36年度から、森林環境譲与税（仮称）は平成31年度から適用

租税特別措置等の新設、延長・拡充、廃止・縮減等

ポイント

国民年金法又は厚生年金保険法に規定する年金の支給を受ける権利の消滅時効が完成した場合に、一定のものについては、源泉徴収が不要になります。

改正内容

■新設

<国税>

- ・国民年金法又は厚生年金保険法に規定する年金の支給を受ける権利の消滅時効が完成した場合の当該権利の消滅時効を援用（※1）せずに支払われる年金について源泉徴収が不要になります。

※1 時効とは、時効期間が過ぎれば自然に成立するものではなく、時効が完成するには時効によって利益を受ける者が、時効が成立したことを主張する必要があります。この時効が成立したことを主張することを「時効の援用」といいます。（出典）日本年金機構

（注）上記については、平成30年4月1日以後に支払われる年金について適用

■延長・拡充

<国税・地方税>

- ・公益法人等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得等の非課税措置の拡充
- ・社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲の拡充
- ・山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限の延長
- ・国民健康保険に要する費用に高齢者の医療の確保に関する法律に規定する病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置の適用期限の延長

■廃止・縮減等

<地方税>

- ・国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の廃止
- ・廃棄物の最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の見直し
- ・農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例の見直し

年末調整手続き・支払調書

ポイント

年末調整の手続きが電磁的方法により提供できるようになります。
支払調書等のe-Tax等による提出義務制度の判定基準が変わります。

改正内容

■年末調整手続きについて

<生命保険料控除、地震保険料控除に係る手続きの電子化>

- ・給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、当該控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で、当該控除証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供できるようになります。

<住宅ローン控除に係る手続きの電子化>

- ・「住宅ローン控除申告書」の書面による提出に代えて、当該「住宅ローン控除申告書」に記載すべき事項を電磁的方法により提供できるようになります。
- ・「住宅ローン控除申告書」に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、「住宅ローン控除証明書」又は「年末残高証明書」の書面による提出に代えて、当該「住宅ローン控除証明書」又は「年末残高証明書」に記載すべき事項が記録された情報で「当該住宅ローン控除証明書」又は「年末残高証明書」の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、電磁的方法により提供できるようになります。

■支払調書等のe-Tax又は光ディスク等による提出義務制度について

- ・提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提供すべきであった支払調書等の枚数を100枚以上（現行：1,000枚以上）に引き下げられます。

適用時期

年末調整の電磁的方法は、平成32年10月1日以後に提出するものから適用
支払調書等のe-Tax等による提出義務制度は、平成33年1月1日以後に提出すべき支払調書から適用



土地住宅税制


居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長・縮減等①

(所得税・住民税)

ポイント

居住用財産の譲渡にあたり、譲渡益又は譲渡損が生じた場合に応じて、それぞれの税制上の特例措置が延長・縮減等されます。

改正内容

特例内容	制度の内容	取扱い (適用期限等)
<p>(1) 特定居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例</p>  <p>【売却益→課税の繰り延べ】 (買換資産の譲渡の際に課税)</p> <p>【留意点】 買換資産の住宅ローン控除不可</p>	<p>個人が所有期間10年超の居住用財産を譲渡し、新たに一定の居住用財産を取得した場合に譲渡益が発生したときは、課税が繰り延べられます。 (譲渡資産の譲渡対価は1億円を超えないことが要件)</p> <p>【縮減等】 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換資産が建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のものである場合の要件に、 ＜経過年数等要件＞ ①その取得の日以前25年以内に建築されたもの ②地震に対する安全性に係る規定、又はこれに準ずる基準に適合すること のいずれかを満たすことを要件として加えた上、その適用期限が延長されます。</p> <p>(注) 上記縮減等は、平成30年1月1日以後に譲渡資産を譲渡し、同年4月1日以後に買換資産を取得する場合について適用されます。</p>	<p>適用期限が2年延長</p>

適用時期



平成31年12月31日まで延長

居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長②（所得税・住民税）

ポイント

居住用財産の譲渡にあたり、譲渡益又は譲渡損が生じた場合に応じて、それぞれの税制上の特例措置が延長されます。

改正内容

特例内容	制度の内容	取扱い (適用期限等)
<p>(2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例</p>  <p>【売却損→他の所得と損益通算】</p>	<p>個人が所有期間5年超の居住用財産を譲渡し、新たに一定の居住用財産を取得した場合に譲渡損失が発生したときは、他の所得との損益通算及び翌年以後3年間の繰越控除が認められます。</p> <p>【留意点】 繰越控除を受ける年分の合計所得金額が3,000万円以下であること（譲渡した年分の損益通算については、所得制限なし）</p>	適用期限が 2年延長
<p>(3) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例</p>  <p>【売却損→他の所得と損益通算】</p>	<p>個人が所有期間5年超の居住用財産を譲渡し、譲渡損失が発生したときは、譲渡した資産に係る住宅ローン残高から譲渡価格を控除した額を限度に、他の所得との損益通算及び翌年以後3年間の繰越控除が認められます。</p> <p>【留意点】 繰越控除を受ける年分の合計所得金額が3,000万円以下であること（譲渡した年分の損益通算については、所得制限なし）</p>	適用期限が 2年延長

適用時期

平成31年12月31日まで延長

土地に係る固定資産税等の負担調整措置及び条例減額制度の延長①

(固定資産税・都市計画税)

ポイント

土地に係る固定資産税及び都市計画税について、商業地等に係る固定資産税を前年同額に据え置く特例など、現行の負担調整措置及び条例減額制度の適用期限が3年間延長されます。

改正内容

1. 商業地等、住宅用地及び農地に係る負担調整措置

負担水準（前年度の課税標準額÷今年度の評価額×100）をもとに、該当の負担調整措置（※1）を算出し、今年度の課税標準額が決定されます。

税負担の上昇幅を抑制

地目	負担水準	負担調整措置（※1）
商業地等	70%以上の場合	今年度の評価額の70%に引き下げ
	60%以上70%未満の場合	前年度の課税標準額と同額に据え置き
	60%未満の場合	前年度の課税標準額に、今年度の評価額の5%を上乗せ
住宅用地	100%以上の場合	今年度の評価額の100%とする
	100%未満の場合	前年度の課税標準額に、今年度の評価額の5%を上乗せ
農地 (一般農地及び一般市街化区域農地)	90%以上の場合	前年度の課税標準額に、1.025%（負担調整率）
	80%以上90%未満の場合	前年度の課税標準額に、1.050%（負担調整率）
	70%以上80%未満の場合	前年度の課税標準額に、1.075%（負担調整率）
	70%未満の場合	前年度の課税標準額に、1.100%（負担調整率）

※1 商業地等及び住宅用地：今年度の課税標準額 = 前年度の課税標準額 + 今年度の評価額 × 特例率（※2） × 5%
農地（一般農地及び一般市街化区域農地）：今年度の課税標準額 = 前年度の課税標準額 × 負担調整率

※2 特例率は、次の用地の場合に考慮。小規模住宅用地：1/6、一般住宅用地、一般市街化区域農地及び特定市街化区域農地：1/3

適用時期

平成33年3月31日まで延長

土地に係る固定資産税等の負担調整措置及び条例減額制度の延長②

(固定資産税・都市計画税)

ポイント

土地に係る固定資産税及び都市計画税について、商業地等に係る固定資産税を前年同額に据え置く特例など、現行の負担調整措置及び条例減額制度の適用期限が3年間延長されます。

改正内容

2. 商業地等に係る条例減額制度

商業地等の固定資産税等の負担調整措置において、一律に課税標準額を評価額の70%まで引き下げる措置（課税標準額の法定上限率）を地方公共団体の条例により、さらに60～70%の範囲で引き下げることが可能。

3. 住宅用地等の税負担急増土地に係る条例減額制度

住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税について、地方公共団体の条例により、前年度税額に、1.1%以上で、条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することが可能。

適用時期

平成33年3月31日まで延長

土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置の創設 (登録免許税)

ポイント

土地の相続登記の促進のため、登録免許税の免税措置が創設されます。

改正内容

- ① 被相続人が、相続時に、土地の所有権移転登記をしないまま亡くなり、未登記の場合の土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置が創設されます。
- ② 市街化区域外の土地で、法務大臣が指定する土地について、相続による所有権の移転登記における土地の価格が10万円以下である場合、登録免許税の免税措置が創設されます。

制度概要	【相続登記の促進のための登録免許税の特例】 相続登記に係る費用が負担となっており、相続登記が未了になっている土地が多いことから、相続登記に係る登録免許税について特例措置を設けることにより、相続登記を促進させるため、創設されます。
対象となる適用要件	<ol style="list-style-type: none">① 相続により土地の所有権を取得した者が、当該土地の所有権の移転登記を受けないで死亡し、その者の相続人等が、平成30年4月1日～平成33年3月31日までの間に、その死亡した者を登記名義人とするための移転登記に対する登録免許税が免除されます。② 個人が、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（仮称）の施行の日から平成33年3月31日までの間に、市街化区域外の土地で、市町村の行政目的のため相続登記の促進を図る必要があるものとして法務大臣が指定するものにつき、相続による所有権の移転登記を受ける場合に、その移転登記時のその土地の価額が10万円以下であるときは、その移転登記に対する登録免許税が免除されます。

適用時期

- ①平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間
- ②所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（仮称）施行日から平成33年3月31日までの間

不動産に関するその他の改正① (登録免許税)

ポイント

都市再生特別措置法等の改正を前提に、各種計画に基づき取得する不動産の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率が軽減されます。

改正内容

項目 (改正が前提)	内容	本則税率	軽減税率
①都市再生特別措置法	「低未利用土地権利設定等促進計画 (仮称)」に基づき取得する不動産の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率を軽減。	移転 2.0% (所有権) 設定 1.0% (地上権)	移転 1.0% (所有権) 設定 0.5% (地上権)
②道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	「特定連絡道路工事施行者 (仮称)」が「特定連絡道路 (仮称)」の用に供される土地の所有権を取得した場合における当該土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税。	移転 2.0% (所有権)	免税
③中小企業等経営強化法	「経営力向上計画 (仮称)」の認定を受けた認定事業者が、当該計画に基づき行う不動産の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率を軽減。	【所有権移転】 合併 0.4% 分割 2.0% その他2.0%	【所有権移転】 合併 0.2% 分割 0.4% その他1.6%

適用時期

①②③の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間

不動産に関するその他の改正②：延長等（固定資産税）

ポイント

固定資産税の軽減措置等の適用期限が延長等されます。なお、適用期限が到来し、見直し等の上延長されなかったものについては廃止になりますので、適用期間等には注意が必要です。

改正内容

【固定資産税】

項目	内容	延長期間
①新築住宅に係る固定資産税の減額措置	新築住宅の固定資産税を戸建て3年間（マンション5年間）、2分の1減額	2年
②新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置	新築の認定長期優良住宅の場合の固定資産税は、戸建て5年間（マンション7年間）、2分の1減額	
③住宅リフォームをした場合の固定資産税の減額措置	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修：工事の翌年度の固定資産税を2分の1減額（特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は、工事の翌年度から2年間2分の1減額） ・バリアフリー改修（※）：工事の翌年度の固定資産税を3分の1減額 ・省エネ改修（※）：工事の翌年度の固定資産税を3分の1減額 ・長期優良住宅化改修：耐震改修又は省エネ改修をした住宅が認定長期優良住宅に該当する場合は、工事の翌年度の固定資産税を3分の2減額 <p>※ 改修後の床面積要件 50㎡以上280㎡以下</p>	

適用時期

平成32年3月31日まで延長

不動産に関するその他の改正③：延長等（登録免許税・不動産取得税）

ポイント

登録免許税・不動産取得税等の軽減措置等の適用期限が延長されます。なお、適用期限が到来し、見直し等の上延長されなかったものについては廃止になりますので、適用期間等には注意が必要です。

改正内容

【登録免許税】

項目	本則税率	軽減税率	延長期間
特定認定長期優良住宅の所有権保存登記等に対する税率軽減措置	保存 0.4% 移転 2.0%	保存 0.1% (※) 移転 0.1% (※)	2年
認定低炭素住宅の所有権保存登記等に対する税率軽減措置	保存 0.4% 移転 2.0%	保存 0.1% 移転 0.1%	
特定の増改築等がされた住宅用家屋所有権の移転登記に対する税率軽減措置	2.0%	0.1%	

※ 戸建て住宅の特定認定長期優良住宅については、0.2%となります。

【不動産取得税】

項目	内容	延長期間
①新築住宅特例適用住宅用土地に係る特例措置	土地を取得した日から3年以内（本則2年）にその土地の上に住宅が新築された場合等一定の場合は、不動産取得税を減額（床面積の2倍（200㎡を限度）相当額の減額）	2年
②新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置	課税標準からの控除額を一般住宅より増額 （一般住宅）1,200万円 ⇒（認定長期優良住宅）1,300万円	
③宅地建物取引業者等が取得した土地の特例措置	新築の日から1年（本則6月）を経過した日において分譲されていない建売住宅がある場合、その土地に係る不動産取得税は宅地建物業者に課税	
④宅地及び宅地比準土地を取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準を土地の価格の2分の1とする特例措置	3年
⑤住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率の特例措置	標準税率（本則4%）を3%とする特例措置	

適用時期

【登録免許税・不動産取得税①②③】平成32年3月31日まで延長
【不動産取得税④⑤】平成33年3月31日まで延長

生産緑地法・農地法等の改正による固定資産税等の見直し

ポイント

生産緑地法・農地法等の改正に伴い、固定資産税等の見直しがおこなわれます。

改正内容

【固定資産税・都市計画税】

生産緑地地区の区域内的の農地のうち

①生産緑地法改正により「特定生産緑地」の指定がされたもの (指定の期限の延長がされなかったものを除く)	現行制度と同様の措置
②「特定生産緑地」の指定又は指定の期限の延長がされなかったもの	宅地並み評価とした上で、激変緩和措置 (生産緑地地区内の農地に該当しないことになった市街化区域農地と同様)

【不動産取得税】

①農地等に係る不動産取得税の徴収猶予の対象に加わるもの	イ. コンクリート等で覆われた農作物の栽培施設の敷地 (農地法の改正を前提) ロ. 特定生産緑地である農地等 ハ. 三大都市圏の特定市の田園住居地域内の農地
②現に適用を受けている領収猶予に限り、その猶予が継続するもの	特定生産緑地の指定又は指定の期限の延長がされなかった生産緑地

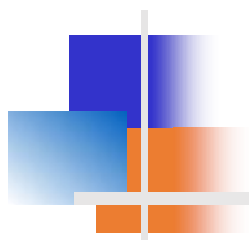
【所得税、法人税、地方税】

「コンクリート等で覆われた農作物の栽培施設の農地」の譲渡について、次に掲げる特例が適用されます。(農地法改正が前提、一定の要件あり)

- イ. 固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例
- ロ. 農用地区域内にある農用地が、農業経営基盤強化促進法の協議に基づき、農地利用集積円滑化団体等に買い取られる場合の譲渡所得の1,500万円特別控除
- ハ. 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除
(適用対象から独立行政法人農業者年金基金に対して一定の農地等を譲渡した場合を除外)

適用時期

生産緑地法・農地法改正を前提



その他

国際観光旅客税（仮称）の創設

ポイント

これまで議論されてきた出国税について、名称が「国際観光旅客税（仮称）」となります。出国1回につき1,000円徴収され、入国後24時間以内に出国する乗り継ぎ旅客と2歳未満の幼児は対象外となります。

改正内容

課税対象	国際船舶等（本邦と外国との間で観光旅客その他の者の運用の用に供される船舶または航空機）による本邦からの出国
非課税対象	1. 航空機により入国後24時間以内に出国する乗継旅客 2. 天候その他の理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船等していた者 3. 2歳未満の者
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	1. 国際運送事業を営む者による特別徴収 国際観光旅客等が、国際船舶等に乗船等する時までに当該旅客等から徴収し、翌々月末日までに納付 2. 国際観光旅客等による納付 上記1の適用がない場合、国際船舶等に乗船等する時までに国際観光旅客等自身が納付
納税地	1. 国内運送事業者による特別徴収 その住所等の所在地 2. 国外運送事業者による特別徴収及び国際観光旅客等による納付 出国する港の所在地

適用時期

平成31年1月7日以後の出国に適用

たばこ税の見直し

ポイント

紙巻たばこの税率が、平成30年10月1日から段階的に引き上げられます。
また、加熱式たばこについては課税方法の見直しがおこなわれます。

改正内容

1. 紙巻たばこの税率の引上げ

期間	税率（1,000本当たり）				合計
	国のたばこ税	地方のたばこ税		小計	
		道府税たばこ税	市町村たばこ税		
現行	5,302円	860円	5,262円	6,122円	11,424円
平成30年10月1日～平成32年9月30日	5,802円	930円	5,692円	6,622円	12,424円
平成32年10月1日～平成33年9月30日	6,302円	1,000円	6,122円	7,122円	13,424円
平成33年10月1日～	6,802円	1,070円	6,552円	7,622円	14,424円

2. 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこの課税標準＝（現行の換算本数×一定率）＋（新換算本数×一定率）

期間	現行の換算方法	改正案の換算方法
現行	現行の換算本数×1.0	
平成30年10月1日～平成31年9月30日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2
平成31年10月1日～平成32年9月30日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4
平成32年10月1日～平成33年9月30日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6
平成33年10月1日～平成34年9月30日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8
平成34年10月1日～		新換算本数×1.0

※新換算本数とは、(1)及び(2)によって換算した紙巻たばこの合計本数をいいます。

(1) 加熱式たばこの換算方法に用いる重量は、フィルターその他の一定の物品の重量を含まない重量とし、当該重量0.4gをもって紙巻たばこの0.5本に換算した本数

(2) 加熱式たばこの小売定価に基づく換算方法を導入し、紙巻たばこ一本当たりの平均小売価格をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの0.5本に換算した本数

適用時期

紙巻たばこ・・・平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日

加熱式たばこ・・・平成30年10月1日、平成31年10月1日、平成32年10月1日、
平成33年10月1日、平成34年10月1日

ポイント

大法人については、確定申告書等の提出について、電子申告（e-Tax、eLTAX）による提出が義務化されます。

改正内容

■申告手続の電子化

大法人（※1）については、法人税等・消費税の申告書の提出、その添付書類の提出につき電子申告が義務化されます。そのため、対象となる大法人はたとえ書面による申告を行っていたとしても、無申告加算税の対象となります。また、地方税においても、国税と同様に大法人には法人住民税や法人事業税の電子申告が義務付けられます。

対象法人	対象税目	対象書類
大法人（※1） 相互会社 投資法人 特定目的会社	法人税・地方法人税 消費税・地方消費税 法人住民税 法人事業税	確定申告書・中間申告書・修正申告書 消費税の還付申告書 申告書に添付する添付書類

※1 大法人とは、内国法人のうち事業年度開始時において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人をいいます。

■その他申告手続の環境整備

データ形式の柔軟化、申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度の廃止、外形標準課税対象法人が法人税の申告書に貸借対照表及び損益計算書の添付がある場合には法人事業税の申告時にこれらの書類の添付があったものとみなされる等の国・地方を通じた一元化がすすめられます。

適用時期

法人税等の申告手続の電子化については平成32年4月1日以後に開始する事業年度から、消費税については、同日以後に開始する課税期間から適用

平成30年度税制改正冊子作成委員会

東京 朝日税理士法人

作成担当者

- 〔本 部〕 石田夏子、伊藤愛純、伊藤貴人、大黒裕子、太田愛梨、栗原有加、小山絵美、鈴木隆之、高尾英一、土田道太、森英亮、山本孝幸、渡辺修平、
- 〔城 南〕 秋田大策、今井真由三、沖敦、金子勲、蔵方賢治、古閑俊郎、小坂光重、佐藤卓、佐々木直美、須藤良明、鈴木光、鈴木康大、戸出悟、西田芳高、森川ゆかり、山本健史
- 〔神奈川〕 中村浩之

事 務 局

- 〔本 部〕 長谷川ルリ子、丸岡祐子
- 〔城 南〕 木屋正樹、矢田真紀、小林浩二

連 絡 先

- 〔本 部〕 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階
Tel 03-3556-6000 担当 長谷川ルリ子・丸岡祐子
- 〔城 南〕 東京都世田谷区玉川台2-3-20
Tel 03-3700-3331 担当 木屋正樹・矢田真紀・小林浩二

本資料は、平成30年12月14日に公表された「平成30年度税制改正大綱」及び税制調査会等の資料等を基に、平成30年度の予定される税制改正の内容を解説したものです。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容には正確を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性・網羅性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等をおこなうときは、必ず事前に顧問税理士等の専門家に相談してください。また、資料の出典については、出典先の資料をそのまま使ったケースと一部に加筆修正したケースがあります。